

平成27年2月24日

省エネ住宅ポイントについて

【注意】

この資料は、平成26年12月27日の閣議決定に基づくものです。
正式には、国会審議を経て平成26年度補正予算成立後に制度として創設されますので、
本資料の内容に変更があり得ることをご了承下さい。

国土交通省

押出発泡ポリスチレン工業会

制度の趣旨

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定)

(関連部分抜粋)

第2章 具体的施策

I. 現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援

4. 住宅市場活性化策

住宅建設の低迷などを踏まえ、住宅市場を活性化するため、住宅ローン金利の引下げ、省エネ性能の優れた住宅・建築物の建設や省エネリフォーム等に対する支援を行う。

- ・ 省エネ住宅に関するポイント制度の実施

1. 制度概要

従来制度との主な違い

		従来制度 (復興支援・住宅エコポイント)	新制度 (省エネ住宅ポイント)
対象期間		H23. 10～H24. 10に着工	<u>閣議決定日(H26.12.27)以降に契約※</u> (着工は契約締結日～H28. 3. 31)
対象住宅		新築、リフォーム	新築、リフォーム、 <u>完成済新築住宅の購入</u>
対象種別		持ち家、借家	持ち家、 <u>借家(リフォームのみ)</u>
対象住宅の性能要件等	新築	トップランナー基準相当(木造住宅は等級4)	トップランナー基準相当(木造住宅は等級4)
	リフォーム	(1)窓の断熱改修 (2)外壁、屋根・天井、床の断熱改修 +上記(1)又は(2)にともなう以下の工事等 ①バリアフリー改修 ②エコ住宅設備の設置 (太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ) ③リフォーム瑕疵保険への加入 ④耐震改修	(1)窓の断熱改修 (2)外壁、屋根・天井、床の断熱改修(部分断熱可) (3) <u>設備エコ改修(エコ住宅設備3種類以上)</u> +上記(1)～(3)のいずれかにともなう以下の工事等 ①バリアフリー改修 ②エコ住宅設備の設置 (太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ、 <u>高効率給湯機、節湯水栓</u>) ③リフォーム瑕疵保険への加入 ④耐震改修
ポイント数	新築	被災地:30万ポイント、その他:15万ポイント	30万ポイント
	リフォーム	最大30万ポイント(耐震改修を行う場合:最大45万ポイント) (工事内容に応じ2千～10万ポイント)	最大30万ポイント(耐震改修を行う場合は最大45万ポイント) (工事内容に応じ <u>3千～12万ポイント</u>) (<u>既存住宅購入を伴うリフォームはポイント加算</u>)
交換商品		地域産品、商品券等 (被災地支援にポイントの半分以上を充当)	地域産品、商品券等

対象住宅のタイプ

○エコ住宅の新築

新築

※所有者が自ら居住する住宅が対象(借家は対象外)

① 新築工事

《本制度の対象期間内に新たに建設・購入》

自ら居住することを目的として発注
(工事請負契約)する新築住宅

・注文住宅

所有者となる人が発注するもの

・分譲住宅

販売会社等が発注し、所有者となる
人が購入するもの

○エコリフォーム

リフォーム

※全ての住宅が対象

② リフォーム工事

所有者等が施工者に工事を発注
(工事請負契約)をして実施するリ
フォーム

※ 平成26年12月26日以前に工事に着手しており、未完成のエコ住宅の新築およびエコリフォームはポイント対象外です。

※ 完成済購入タイプはP. 25を参照

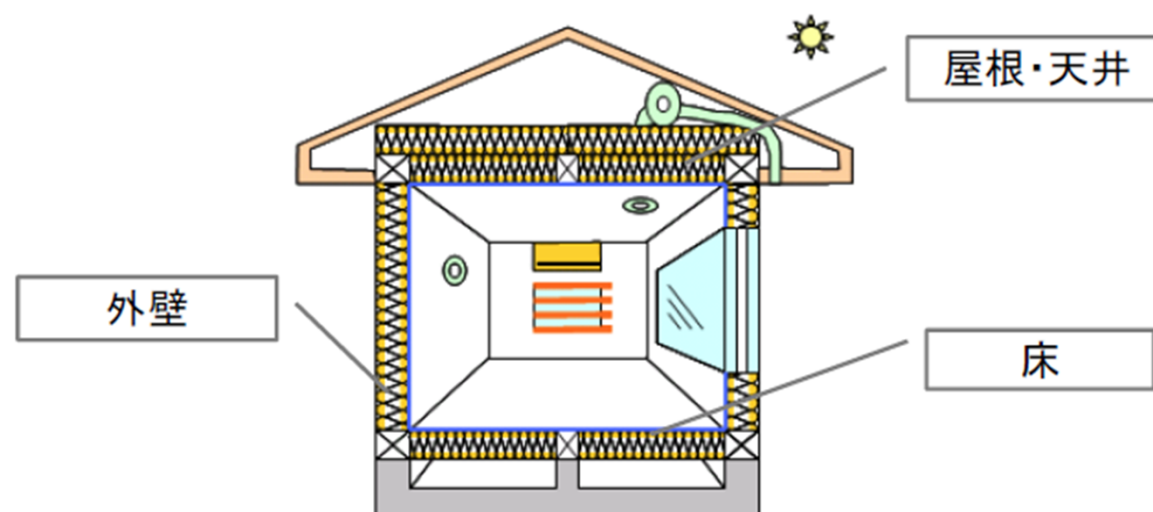
外壁・屋根・天井又は床の断熱改修の場合のポイント数

② 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修

最低使用量以上の断熱材を使用する改修について、施工部位ごとに1戸あたり下記のポイント数を発行。

施工部位別ポイント数		
外壁	屋根・天井	床
120,000ポイント (60,000ポイント)※	36,000ポイント (18,000ポイント)※	60,000ポイント (30,000ポイント)※

※ 部分断熱の場合の発行ポイント数。



外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の場合の断熱材使用量

○ 一戸建ての住宅

断熱材区分	熱伝導率 【単位:W/m ² ・K】	断熱材最低使用量【単位:m ³ 】		
		外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、 B、C	0.052～0.035	6.0 (3.0)※2	6.0 (3.0)※2	3.0※1 (1.5)※2
D、E、F	0.034以下	4.0 (2.0)※2	3.5 (1.8)※2	2.0※1 (1.0)※2

※1 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とする。

※2 部分断熱の場合の最低使用量。

○ 共同住宅等(一戸あたりの最低使用量)

断熱材区分	熱伝導率 【単位:W/m ² ・K】	断熱材最低使用量【単位:m ³ 】		
		外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、 B、C	0.052～0.035	1.7 (0.9)※2	4.0 (2.0)※2	2.5※1 (1.3)※2
D、E、F	0.034以下	1.1 (0.6)※2	2.5 (1.3)※2	1.5※1 (0.8)※2

※1 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とする。

※2 部分断熱の場合の最低使用量。

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修が対象となります。

※省エネ住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象となります。

※今後、申請登録手続きが完了しましたら公表します。

原則として次のJISに該当し、熱伝導率 $[W/(m \cdot K)]$ が0.052以下のノンフロン製品で、性能担保及び品質管理体制について以下の3種類のタイプのどれかを満たすものが対象となります。

JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9523、JIS A 9526、JIS A 5905、JIS A 5901、JIS A 5914

(1) JIS認証を取得しJISマークが表示されている製品 → (第一区分として登録)

- ・ JIS認証取得製品のうち、形状・寸法などによりJISマークの表示ができないものについては、JISマーク表示製品に準じて扱うものとする

(2) JIS認証を取得していないが、第三者によるJISと同等の性能担保及び品質管理体制が確保されているもの → (第二区分として登録)

- ・ JISと同等の性能担保とは、JIS認証機関等の第三者から原則として過去3年以内に性能評価データを取得しているもの(立会い試験による場合も含む)
- ・ JISと同等の品質管理体制が確保されているものとは、JIS Q 1001(一般認証指針)の付属書Bに示される品質管理体制基準Aと同等の社内品質管理規格が策定運用されているもの、又はISO 9001(JIS Q 9001)の認証を取得しているもの

(3) JISに対し、適切な試験方法と予備試験体数に基づき、JIS Q 1000又はJIS Q 17050-1による自己適合宣言が行われ、第三者によるものと同等以上の性能担保と品質管理体制を確保していることを証する資料等の提供を行うことができるもの → (第三区分として登録)

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修を対象とします。対象となる断熱材の性能および使用量については、表1及び表2をご確認ください。

断熱材の区分

断熱材の区分※1	熱伝導率 [W/(m・K)]	断熱材の種類例
A-1	0.052～0.051	・吹込み用グラスウール(施工密度 13K、18K) ・タタミボード(15mm) ・A 級インシュレーションボード(9mm) ・シーリングボード(9mm)
A-2	0.050～0.046	・住宅用グラスウール断熱材 10K 相当 ・吹込み用ロックウール断熱材 25K
B	0.045～0.041	・住宅用グラスウール断熱材 16K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 20K 相当 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 4 号 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 1 種 1 号 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 1 種 2 号
C	0.040～0.035	・住宅用グラスウール断熱材 24K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 32K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 16K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 24K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 32K 相当 ・吹込用グラスウール断熱材 30K、35K 相当 ・住宅用ロックウール断熱材(マット) ・ロックウール断熱材(フェルト) ・ロックウール断熱材(ボード) ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 1 号 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 2 号 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 3 号 ・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 1 種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 3 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 2 種 ・A 種フェノールフォーム保温板 2 種 1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 3 種 1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 3 種 2 号 ・吹込用セルローズファイバー 25K ・吹込用セルローズファイバー 45K、55K ・吹込用ロックウール断熱材 65K 相当
D	0.034～0.029	・高性能グラスウール断熱材 40K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 48K 相当 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号 ・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 2 種(0.034) ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 1 種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 2 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 3 種 ・A 種フェノールフォーム保温板 2 種 2 号

E	0.028～0.023	・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 3 種 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 1 号 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 2 号 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 3 号 ・A 室硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 4 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 2 種 3 号
F	0.022 以下	・A 種フェノールフォーム保温板 1 種 1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 1 種 2 号

※1 JIS A5901 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ箱わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A5914 で

規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1 種 b^{※2})、KT-N(1 種 b^{※2})については、断熱材区分 A-1～C と

同様の断熱材区分として取り扱うこととする。また KT-K(3 種 b^{※2})、KT-N(3 種 b^{※2})については、断熱材区分 D と同様

の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム保温材の種類について表記が無い場合

は、断熱材区分 A-1～C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A9511 で規定される押出法ポリスチレンフォーム保温材の種類を示す。

畳床の熱抵抗値と熱伝導率(省エネ住宅ポイントの対象)

JISA5914 (建材畳床)

畳床区分	畳床厚さ	押出法ポリスチレンフォーム		畳床 熱抵抗値 (R値) m ² ・K/W	畳床 熱伝導率 (λ) W/m・K
		厚さ	種類		
Ⅰ形	50	0	－	0.81	0.062
	55	0	－	0.89	0.062
Ⅱ形	50	30	1種b	1.00	0.050
		30	3種b	1.29	0.039
		25	1種b	0.95	0.053
		25	3種b	1.21	0.041
	55	35	1種b	1.11	0.050
		35	3種b	1.45	0.038
		30	1種b	1.08	0.051
		30	3種b	1.37	0.040
Ⅲ形	50	25	1種b	0.97	0.052
		25	3種b	1.21	0.041
	55	30	1種b	1.08	0.051
		30	3種b	1.37	0.040
K, N形	50	45	1種b	1.01	0.050
		45	3種b	1.45	0.034
	55	50	1種b	1.13	0.049
		50	3種b	1.61	0.034

熱伝導率・熱抵抗値及び厚さの関係は下式のとおり

$$\lambda = \frac{d}{R}$$

λ: 熱伝導率(W/m・K)
R: 熱抵抗値(m²・K/W)
d: 材料厚さ(m)

JISA5901 (稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床)

畳床区分	畳床厚さ	押出法ポリスチレンフォーム		畳床 熱抵抗値 (R値) m ² ・K/W	畳床 熱伝導率 (λ) W/m・K
		厚さ	種類		
WR-S	50	－	－	0.71	0.070
WR-1		－	－	0.71	0.070
WR-2		－	－	0.71	0.070
WR-3		－	－	0.71	0.070
PS-C20		20	1種b	0.93	0.054
PS-C25		25	1種b	0.98	0.051
PS-C30		30	1種b	1.04	0.048
TB-C20		－	－	0.79	0.063
TB-C25		－	－	0.81	0.062

省エネ住宅ポイント対象 断熱材 カテゴリⅠ

省エネ住宅ポイント対象 断熱材 カテゴリⅡ

省エネ住宅ポイントの対象断熱材

断熱材区分	熱伝導率	省エネ住宅ポイントの区分	戸建※	共同住宅※
A-1	0.052～0.051	カテゴリⅠ	1.5	1.3
A-2	0.050～0.046			
B	0.045～0.041			
C	0.040～0.035			
D	0.034～0.029	カテゴリⅡ	1.0	0.8
E	0.028～0.023			
F	0.022以下			

※ 省エネ住宅ポイントの対象となる部分断熱での床の最低使用量(m²)

JIS規格の畳床サイズと省エネ住宅ポイント最低使用量(畳数)

JIS 番号	畳床区分	畳サイズ					最低使用量(畳数)	
		JIS 記号	厚さ (mm)	縦 (mm)	横 (mm)	立米数 (m3)	カテゴリー I	
JISA5914	Ⅱ形, Ⅲ形, K・N形 (1種使用)	100W	50	2000	1000	0.100	15.0	13.0
		94W	50	1850	940	0.087	17.3	15.0
		91W	50	1820	910	0.083	18.1	15.7
			55	1820	910	0.091	16.5	14.3
JIA5901	ポリスチレンフォーム サンドイッチ稲 わら畳床	100W	50	2000	1000	0.100	15.0	13.0
		95W	50	1900	950	0.090	16.6	14.4
		92W	50	1840	920	0.085	17.7	15.4

部分断熱での床の最低使用量(m²)

	戸建住宅	共同住宅
カテゴリー I	1.5	1.3
カテゴリー II	1.0	0.8

JIS 番号	畳床区分	畳サイズ					カテゴリー II	
		JIS 記号	厚さ (mm)	縦 (mm)	横 (mm)	立米数 (m3)	戸建住宅	共同住宅
JISA5914	K・N形 (3種使用)	100W	50	2000	1000	0.100	10.0	8.0
		94W	50	1850	940	0.087	11.5	9.2
		91W	50	1820	910	0.083	12.1	9.7
			55	1820	910	0.091	11.0	8.8
JIA5901		100W	50	2000	1000	0.100		
		95W	50	1900	950	0.090		
		92W	50	1840	920	0.085		

JISA5914: 建材畳床

JIA5901: 稲わら畳床および稲わらサンドイッチ畳床

対象期間

新築

リフォーム

工事関係の期間

- 契約 : 平成26年12月27日(閣議決定日)以降
※既存契約の変更契約を含みます。(ただし、着工前のものに限る)
- 着工・着手 : 平成26年12月27日(閣議決定日)～平成28年3月31日
- 工事の完了 : 予算成立日以降(平成26年度補正予算)

申請関係の期間

- ポイント発行申請の期間 (ポイント予約申請も同様) 受付開始: 平成27年3月上旬(事務局選定後に公表)
期限 : 予算の執行状況に応じて公表
※遅くとも、平成27年11月30日までには締め切ります
- ポイント交換申請の期間 受付開始: 平成27年3月上旬(事務局選定後に公表)
期限 : 平成28年1月15日
- 完了報告の期限 ≪工事完了前のポイント発行申請を行った場合のみ必要≫

新築

- 戸建て 平成28年9月30日
- 共同住宅等で階数が10以下の場合 平成29年3月31日
- 共同住宅等で階数が11以上の場合 平成30年3月31日

リフォーム

- 1,000万円以上のリフォーム 平成28年6月30日
- 共同住宅等で耐震改修を実施する階数が10階以下の場合 平成29年3月31日
- 共同住宅等で耐震改修を実施する階数が11階以上の場合 平成30年3月31日

※即時交換を利用できるのは、平成28年2月15日までに完了報告が可能な場合のみ

※ ポイント発行申請の期限は、エコ住宅の新築とエコリフォームで受け付け終了時期が異なる可能性があります。12

工事内容等の証明に必要な書類

リフォーム

《対象となる工事内容等に応じた性能証明書類》

※一部調整中のものがあります。

窓の断熱改修	性能証明書※1	工事写真(工事後)
外壁、屋根・天井、床の断熱改修	納品書 または 施工証明書※1	工事写真(工事中)
バリアフリー改修	工事写真(工事後)	
太陽熱利用システムの設置	性能証明書※1	工事写真(工事後)
節水型トイレの設置	対象製品証明書※1	工事写真(工事後)
高断熱浴槽の設置	性能証明書※1	工事写真(工事後)
高効率給湯機の設置	対象製品証明書※1	工事写真(工事後)
節湯水栓の設置	対象製品証明書※1	工事写真(工事後)
リフォーム瑕疵保険への加入	保険証券の写し または 付保証明証の写し	
耐震改修	耐震改修証明書※2	工事写真(工事中)
既存住宅購入加算	売買契約書	

※1 本制度実施のために新たに定められるものであり、詳細は今後公表します。

※2 耐震改修証明書は、(1)省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書、(2)住宅耐震改修証明書(所得税用)の写し、(3)住宅耐震改修証明書(固定資産税用)の写し のいずれか1つ

(参考5) 申請書の添付書類等(エコリフォーム)

※基本的な添付書類

(1) 一般的なリフォームの場合

書類	工事完了後の ポイント発行申請
工事請負契約書等の写し	○
対象工事の内容に応じた性能を証明する書類	○
工事施工者が発行する工事証明書	○
申請者の本人確認書類	○

※工事請負契約の金額の総額が1,000万円未満(税込)の場合は、工事完了前のポイント発行申請はできません。

(2) 大規模なリフォームの場合(工事請負契約の金額の総額が1,000万円以上(税込)の場合)

書類	工事完了前のポイント発行申請		工事完了後の ポイント発行申請
	ポイント発行申請	完了報告	
工事請負契約書等の写し	○		○
対象となるポイント発行工事の内容が分かる書類(別途様式を指定)	○		
対象となる工事内容等に応じた性能証明書類		○	○
工事施工者が発行する工事証明書		○	○
申請者の本人確認書類	○		○

工事名称

住宅リフォーム工事

請負契約書

印紙貼付欄

1万円未満：非課税

1万円以上100万円以下：200円

100万円を超え200万円以下：500円

200万円を超え300万円以下：1,000円

300万円を超え500万円以下：2,000円

工事場所

工期

平成 年 月 日

より

平成 年 月 日

まで

注文者名

様

印

TEL

住所

FAX

請負者名

TEL

代表者

印

FAX

住所

担当者名

1. 請負金額

金 円 (税込)

2. 工事内訳

工事項目	摘要 (仕様)	(単価・数量・時間 等)	小計
1.			
2.			
3.			
4.			
5. 解体・廃棄物処理費			
工事価格 (税抜き)			
取引に係る消費税等			
合 計 (税込)			

■請負条件：工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。また本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

■添付書類：工事内容を補足するため次の書類を添付します。(打ち合わせシートと工事請負契約約款は必ず添付する。その他、添付する資料に○印を付ける)

◎ 住宅リフォーム工事打ち合わせシート

◎ 住宅リフォーム工事請負契約約款

・ カタログ (1.) (2.)

・ その他 (1.) (2.)

3. 支払方法

前払金 () 金 円 (税込)

部分払 () 金 円 (税込)

竣工払 (工事完了確認後 日以内) 金 円 (税込)

金 円 (税込)

▼この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する

※ この書類は大切に保管してください。

1402 版

住宅リフォーム工事
御見積書

様

*設計料を必要とする場合は、工事項目に明記
します

請負者名
代表者
住所

[illegible]

■添付書類：見積内容を補足するため、打ち合わせシートは必ず添付します。

本見積書の有効期限は、平成 年 月 日までとさせていただきます。

※ この書類は大切に保管してください。

担当者 印・サイン		

1402 版

住宅リフォーム工事

工事完了・同確認書

工事名称

工事場所

工期 平成 年 月 日 より 平成 年 月 日 まで

注文者名

住所

注文者様 印 TEL FAX

請負者名 TEL

代表者 印 FAX

住所

担当者名

1. 工事内容

工事項目	摘要（仕様）
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	

2. 工事完了確認

平成 年 月 日

注文者 印・サイン

上記の工事が完了したことを確認します。

▼ 工事完了・同確認書の使用方法

- ・請負者は、工事が完了した場合、必要事項を記載し押印の上、「工事完了・同確認書」を作成し、注文者に渡す。
- ・注文者は、工事箇所を請負者と両方で確認した上で、必要事項を記入の上注文者印に押印または、サインして請負者に渡す。

なお、「工事完了・同確認書」の一部は注文者が保管する。

※ この書類は大切に保管してください。

記入例

リフォーム用
【外壁、屋根、天井又は床の断熱改修】

省エネ住宅ポイント用

納品書 (ボード系・マット系)

断熱材

平成27年04月10日

八代 太郎 様

納入者名 : 新橋量内装 株式会社
 納入担当者 : 新橋 二郎 印
 住所 : 東京都港区新橋〇-△-■
 電話番号 : 〇〇-〇〇〇〇-△△△△

施工邸名	八代 太郎 様邸
納期	平成27年03月29日
受渡場所	東京都〇〇区〇〇☆-☆-☆

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ※1	断熱材区分 ※2 (A-1~F)	出荷量 (m ³)
(株)■商店	〇〇〇量	1T17C5000301	A-1	1.6

※1 製品型番の欄には、各製造事業者が省エネ住宅ポイントに登録している製品型番を記入してください。

※2 断熱材区分欄のA-1~Fに係る熱伝導率 [W / (m・K)] は、次のとおりです。

A-1 : (0.052~0.051)、A-2 : (0.050~0.046)、B : (0.045~0.035)、

C : (0.040~0.035)、D : (0.034~0.029)、E : (0.028~0.023)、F : (0.022以下)

FLAG SHIP (旗艦店)の使命

「和室の床断熱は、JIS認証畳床が担うことを
国に対して立証すること」

活動の基軸は、「製品性能」と「生産品質」です。

東の間の好機(省エネ住宅ポイント)を迅速につかみ、
確実に活用してください！

押出発泡ポリスチレン工業会
事務局長 中尾 哲朗